

「宗教と金融」の融合

急拡大するイスラム金融

中東・アジアを中心としたイスラム圏で、イスラム金融が拡大している。この流れは既に非イスラム圏である欧米市場や金融機関に波及しており、日本における取組みについても、その姿勢が問われる。

“イスラム金融”とは何か

「アッラーは商売を許し、利息を禁じたも
うた」(雌牛章275節)¹⁾

イスラム教の唯一の真理である神の言葉を記した聖典“クアルーン”(コーラン)の一節である。イスラム金融とは、このクアルーンに基づいた形の金融手法を指す。“シャリアボード”と呼ばれるイスラム法学者委員会の審査により、調達された資金の用途・手法・投資先等が、“シャリア”と呼ばれるイスラム法に基づく取引として適合すると認められた商品が、イスラム金融商品と呼ばれる。

その代表的な特徴は、利息を意味する“リバー”の禁止である。冒頭のクアルーンの一節のように、商売や労働等の対価として自分の財を用いた報酬の支払は認められるが、いかに小額であっても利息は認められない。この他投機的な行為とみなされる“ガラル”(不確実性)の禁止、反道徳的(“ハラム”と呼ばれる豚肉、アルコール、賭博、武器製造等)事業への投資も禁止である。また、“ザカート”(喜捨)という貧困者への利益分配義務と、金銭を貯めこむ行為である退蔵禁止により、資産活用を促す仕組みも存在している。

“イスラム金融”の現状

イスラム金融は、その資産総額5,000億ドル超、取扱国75カ国超、取扱金融機関250行で、その成長率は15~25%と言われている²⁾。世界の約23%を占める“ムスリム”(イスラム

教徒)人口も増加傾向にあり、市場拡大が見込まれる。

また、イスラム金融を手がけるHSBCのマレーシアにおける主力貸出先の80%が非ムスリムとなっている³⁾。イスラム金融は、ムスリムに加え非ムスリムも取扱うことができることを意味しており、国・宗教・地域を越えた市場の更なる拡がりも期待されている。

歴史を紐解くと、本格的なイスラム専門銀行設立は1970年代、ドバイ・エジプト・スーダン・バーレーン等中東を中心に設立ラッシュを迎え、その後マレーシア・イギリス・インドネシア等に広がっている。1990年代後半には、“イスラミック・ウィンドウ”と呼ばれるイスラム金融専門部門を、伝統的な一般銀行内に設置する形態も生まれている。これは同一組織内でファイアウォールを確保し、両業務を取扱うことができる仕組みで、前述のHSBC、CITI、モルガンスタンレー、UBS等名立たる欧米金融機関が主な参加者である。

イスラム圏におけるイスラム金融の中心地は、中東のパハレーンとアジアのマレーシアであり、非イスラム圏では、政府を挙げて取組むイギリスとシンガポールの動きが顕著である。2006年、イギリスはロンドンをイスラム金融の最大拠点とする構想を表明⁴⁾。法制・税制整備の一方、非イスラム圏初のシャリア法を遵守した英国債発行に向け、フィージビリティスタディを実施する等意欲を見せている⁵⁾。シンガポールでは、2007年に初のイス

Writer's Profile



荒巻 奈留美
Narumi Aramaki

金融ITイノベーション推進部
システムコンサルタント

専門は金融IT調査
focus@nri.co.jp

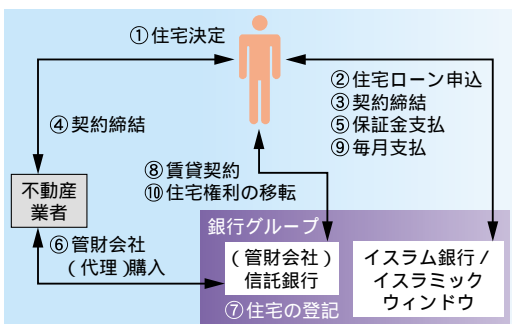
ラム金融専門銀行を設立。外部金融機関の誘致も盛んである。シンガポール通貨庁による規制緩和も進め、イスラム金融を取込んだ金融センターとして飛躍を目指している。

具体的なスキーム

イスラム金融のスキームは、通常金融取引に、シャリア法を意識したスキームが施されていると考えれば理解し易い⁶⁾。事例として、イギリスのイスラミックウィンドウの住宅ローンスキームを解説する⁷⁾。

本事例（図表）は、前述のリバーの禁止により、通常の貸出ではなく共同出資であるムシャラカ形式を取っている。銀行グループが、顧客と合意した按分に基づく共同出資にて住宅を取得する形式で、取引当初の顧客の拠出範囲は限定的である。住宅は管財会社である信託銀行が保有し、これを顧客に賃貸する形式を取る。顧客は賃貸料、住宅にかかる諸費用（銀行立替分）、及び持分増加のための拠出金を、一括して月次で支払う。契約期間終了時には、資金精算が全て完了となり、信託銀行から顧客への住宅譲渡が行われる形となる。以上が取引の概要となるが、シャリア法遵守のスキームは、程度は違えど、複雑な形態を取らなくてはならない。

図表 イスラム金融における住宅ローンフロー例



(注) ⑤：銀行と分担した購入代金の一部
⑨：購入分担金・賃料・諸経費

非イスラム圏、日本における取組み

イスラム金融のメリットは、資金調達者に

おける調達方法や投資家拡大、調達コスト低減、資金運用者におけるオイルマネー取込、国家における中東・アジア地域との関係強化、国際金融センター化等と言われている。しかし我が国は、イギリスのようにオイルマネーの投資ルートの経由地ではなく、ムスリムの人口も限定的で、またタックスヘイブンでもない。このような状況に鑑みると、イスラム金融は身近ではないと感じる向きも多い。

国内におけるイスラム金融の取組みは、東京海上日動の活躍⁸⁾に続き、2007年、日銀、国際協力銀行や都銀が、イスラム金融の国際監督機関であるISFB⁹⁾のオブザーバとして参加表明した。また、イスラム金融債である“スクーク”を、イオンクレジットがマレーシアで発行¹⁰⁾し、国際協力銀行も発行予定を表明した¹¹⁾ことも記憶に新しく、官民挙げて前向きに取り組む姿勢を報じるニュースが増加傾向にある。

欧米では、宗教・倫理的な面での公正性を問うイスラム金融は、SRI（社会的責任投資）の一部として語られることが多い。SRIの起源が宗教であることや、イスラム投資家が、シャリア法という観点の倫理的投資を行っていることを考えると理解に難くない。SRIファンドの投資は盛んで、欧州の運用残高は約160兆円と全運用資産の10%強を占める¹²⁾。

SRIファンドの日本における歴史は浅く、資産残高は少ないが、年金向けについては増加傾向が見られる¹³⁾。SRIは、投資家側のリスクヘッジにも寄与する等の理由で長期投資に向くとされており、将来的には欧米並の注目を集める分野になることが期待されている。この一環として考えると、我々にとってイスラム金融は決して遠い存在ではない。イスラム金融に対する意識的なハードルを飛び越え、多様な実現方式を生み出すことで、日本に期待を寄せている中東・アジア諸国との相互理解を深める一つの架け橋として、イスラム金融が身近になっていくことを期待したい。

NOTE

- 1) 黒田壽郎訳「イスラム経済論」1993/12 著者ムハンマド・パーキルッ=サドル未知谷出版社
- 2) 「イスラム金融セミナー」2007/1/22・23開催 イスラム金融サービス委員会・国際協力銀行・海外投融資情報財団主催
- 3) 「債券発行で広がる市場拡大する英イスラム金融専門家に聞く(上)」2007/05/08, HSBCイスラム金融部門英国責任者インタビュー 日経金融新聞
- 4) 「the Islamic Finance and Trade Conference」2006/6/13 ブラウン蔵相のスピーチ HM treasury HP
- 5) 「Feasibility study of the Government becoming an issuer of wholesale sterling Islamic financial instruments」2007/04/23 HM treasury HP
- 6) イスラム金融の代表的なスキームは、ムダラバ（信託）・ムシャラカ（共同出資）・ムラバハ（割賦販売）・イジャラ（リース）
- 7) HSBC BANK Amanah Finance UK Services <http://www.hsbcamanah.co.uk/amanahuk/index.html>
- 8) イスラム保険「タカフル」の取扱実績を持つ
- 9) イスラム金融サービス委員会（本部マレーシア）
- 10) 「イスラム金融方式を取り入れた債券発行について」2007/1/15 イオンクレジットサービスHP
- 11) 「急拡大するイスラム金融の実像と日本の課題」2007/4/11 第8回我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループにおける有識者ヒアリング 前田氏（国際協力銀行 資源金融部長）
- 12) 「SRI投資、欧州で好調」2007/04/06, 日経金融新聞
- 13) 「年金情報」2007.5.7 No.444格付投資情報センター